別表１

居宅介護（障害福祉サービス）　利用料金表

１　基本額　　（令和８年６月１日改正）

内容			提供時間	利用料	利用者負担額
居宅介護	基本額	身体介護 （身体介護を伴う通院介助も同額）	30 分未満	2,713 円	272 円
			30 分以上 1 時間未満	4,282 円	429 円
			1 時間以上 1 時間 30 分未満	6,222 円	623 円
			1 時間 30 分以上 2 時間未満	7,091 円	710 円
			2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,992 円	800 円
			2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,872 円	888 円
			3 時間以降 30 分ごとに	879 円	88 円
		家事援助 （身体介護を伴わない通院介助も同額）	30 分未満	1,123 円	113 円
			30 分以上 45 分未満	1,621 円	163 円
			45 分以上 1 時間未満	2,088 円	209 円
			1 時間以上 1 時間 15 分未満	2,533 円	254 円
			1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	2,915 円	292 円
			1 時間 30 分以降 15 分ごとに	371 円	38 円

２　加算項目

加算項目	内容等	利用料	利用者負担額
初回加算	初回時、利用者が過去２月にサービス提供を受けていない場合	2,120 円	212 円
利用者負担上限管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合（他の事業所の利用がない月は算定不可、月１回を限度）	1,590 円	159 円
福祉専門職員等連携加算	サービス事業所や医療機関等の社会福祉士等に同行して訪問し、共同して心身の状況等の評価を行い居宅介護計画を作成した場合に当該社会福祉士等と連携し計画に基づく居宅介護を行なった場合（３回まで）	5,978 円	598 円
特定事業加算（Ⅱ）	所定単位に 10%を乗じ算定		
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定単位に 44.6%を乗じ算定		

3　減免措置

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護利用世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯（注 1）	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円（注 2）未満） ※20 歳以上の入所施設利用者及びグループホーム利用者を除く（注 3）	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円

（注 1）3 人世帯で障害者基礎年金 1 級受給の場合、収入が概ね 300 万円以下の世帯が対象
（注 2）収入が概ね 670 万円以下の世帯が対象
（注 3）市町村民税非課税世帯で 20 歳以上の入所施設利用者及びグループホーム利用者は、一般 2

所得を判断する世帯の範囲

種別	世帯の範囲
施設に入所する 18,19 歳を除く 18 歳以上の障害者	障害のある方とその配偶者
施設に入所する 18,19 歳を含む障害児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

4　その他の負担額等

⑴　２人のヘルパーによる訪問は、ヘルパー２人分の料金が発生します。

⑵　居宅介護提供時にヘルパーが利用する公共交通機関等交通費

⑶　小田原市域外でのサービス提供に伴う自動車等交通費

小田原市（通常の事業実施地域）を超える地点から 1 ㎞ ごとに	普通自動車、小型自動車及び軽自動車：20 円
	二輪の小型自動車及び原動機付自転車：10 円
公共交通機関等使用の場合	実費

⑷　その他サービス提供に必要である費用等が発生した場合：実費

⑸　利用者の記録等開示に伴う書類等コピー代（１枚：３円）